

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成19年10月17日京都市条例第18号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

次のとおり、建築基準法（以下「法」といいます。）の規定に基づく承認、許可又は認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備することとしました。

- 1 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築主である建築物の仮使用の承認の申請に対する審査に係る手数料を、これら以外の者が建築主である場合と同様に、次のとおり定めます。（法第18条第22項関係）

単 位	改 正 前	改 正 後
1 件	無 料	120,000円

- 2 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）の施行により法の一部が改正され、次の表の左欄に掲げる措置が講じられることに伴い、同欄の(1)の許可及び(2)の認定の審査に係る手数料を同表の右欄のとおり定めます。

法 の 改 正 に よ る 措 置		手数料（1件につき）
(1)	市街化調整区域を除く用途地域の指定のない区域内においては、床面積の合計が10,000平方メートルを超える店舗等（以下「大規模店舗等」といいます。）は、市長の許可を受けなければ建築してはなりません。（法第48条第13項関係）	円 180,000
	開発整備促進区（劇場、店舗、飲食店等の用途に供する大規模な建築物の立地を計画的に誘導するための地区計画をいいま	

(2)	す。)においては、市長の認定を受けた大規模店舗等は、用途地域に関する規定にかかわらず、建築することができます。(法第68条の3第7項関係)	27,000
-----	---	--------

- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)の施行により法の一部が改正され、次の表の左欄に掲げる措置が講じられることに伴い、同欄の認定の審査に係る手数料を同表の右欄のとおり定めます。

法の改正による措置	手数料(1件につき)
市長の認定を受けた建築物は、用途地域による容積率を超えて、防災街区整備地区計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき定められたものをいいます。)により定められた容積率によって建築することができます。(法第68条の5の2関係)	27,000円

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行により法の一部が改正され、条項が移動することに伴い、規定を整備します。

上記1, 3及び4の改正は平成19年10月17日から、上記2の改正は同年11月30日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第18号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中「第7条の6第1項第1号(」を「第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号(それぞれ」に改め、「第68条の4」の右に「又は第68条の5の2」を加え、「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に、「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に、「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める。

第2条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中「又は第12項ただし書(」を「, 第12項ただし書又は第13項ただし書(それぞれ」に,

「

法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	160,000	を
---	---------	---

」

「

法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	160,000	
法第68条の3第7項(法第87条第2項		に改

又は第 88 条第 2 項前段において準用する 場合を含む。)の規定に基づく用途地域に関 する制限の適用除外に係る認定の申請に対 する審査	27,000
--	--------

める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)